令和 6年 決算特別委員会議事録（令和6年10月7日）

△北山委員の質疑
○大山委員長 北山委員。
◆北山委員 無所属の北山でございます。
トップバッターでございますので、気合を入れていきたいと思います。
それでは、大項目の1、決算認定に要する資料についてお尋ねをしてまいります。
昨年の決算特別委員会において、私は、地方自治法第233条第5項に規定され、議会にのみ提出が義務づけられました主要な施策の成果を説明する資料とは何かという疑問から質疑を行いまして、施策・事務事業評価表、以降は単に評価シートと呼びますけれども、これと併せて、指定管理者の事業成果を測る資料として、モニタリング結果の2点を決算調書の付随資料として議会に提出していただくことを求めました。
言うまでもなく、議会における決算審査の意義といいますのは、地方自治法に基づいて、執行部から提出された決算資料を基に、前年度の事業内容及び予算執行の正当性、実施した事業の成果と効率性を吟味し、認否の可否を下すことになりますけれども、同時に、第7期総合計画に掲げられた101の施策が、日々変化する社会情勢や当市の経済状況と乖離せず、常に優先する行政課題に対応しているかどうかということを確認し、疑問があれば指摘をして、現年度の事務執行、あるいは、この後すぐに始まる次年度の予算編成の前に改善をしていただくことにあると考えております。
その点を踏まえまして、今回は、提出いただきました評価シートを基に、個別の事務事業ではなく、マクロ的な視点で施策の成果と疑問点をお尋ねしてまいります。
委員のタブレットでは、サイドブックスの各種市政資料、令和5年度行政評価結果、9月24日追加資料の順にフォルダを開いていただきますと、300ページに及ぶ評価シートが施策番号順に並んでおりますので、質疑の参考として御覧をいただければと思います。
それでは、中項目の1、令和5年度施策・事務事業成果の把握。
まず、今回、評価シートは、議会事務局を通じて提供されましたけれども、決算調書としてではなく、参考資料とされており、今申し上げた行政評価結果の資料の一部となっております。
また、昨年の質疑時には、別途、一括して指定管理者のモニタリング結果の提供も求めていたところですが、改めて、主要な施策の成果を説明する資料の定義と、決算書修正の経緯も含めて、執行部の対応と見解をお伺いいたします。
◎佐藤総務部長 お答えをいたします。
地方自治法に定めます決算に係る主要な施策の成果につきましては、決算書の4ページからの令和5年度各会計決算と主要施策の概要及び364ページからの事業概要としているところでありますけれども、昨年、北山委員の決算特別委員会での質疑を踏まえまして、決算認定審査に資する書類として、施策・事務事業評価シートをタブレットにおいて確認できるようにしたところであり、指定管理者モニタリングの結果につきましても、遅くなりましたけれども、同じファイル内で確認

できるよう、タブレットに追加をさせていただいたところでございます。
　また、今回の決算書から、事業概要に各事業の施策番号を追加することで、決算書と施策・事務事業評価シートを突き合わせて確認できるようにしてございます。
　今後も、決算の認定に係る資料につきましては、委員各位による適正な審査が行えますよう、議会との協議を踏まえまして、可能な限り追加等の対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。
◆北山委員　分かりました。ありがとうございます。
　今回、7総計になって、こうやって初めて評価シートを公開していただいたわけで、そこについては私も大いに評価をさせていただきます。
　一方で、昨年同様に指摘をさせていただいた評価結果一覧の中に記載されている予算書の段階で分かる事業説明ではなく、そこは事業実績に改めるべきではと指摘をさせていただいた点については、今回、変更がなかったようですが、その理由をお伺いしたいと思います。
◎石田企画部長　お答えいたします。
　まず、本市におけます行政評価でございますが、7期総合計画の開始に合わせまして、それまで施策評価と事務事業評価を行っていたところ、これを統合し、施策を重視した評価制度に改めたところでございます。
　現在の施策・事務事業評価の制度におきましては、事務事業に対する評価は、施策に対する貢献度と事業の効率性の２点のみを評価することとしておりまして、施策と一体として、施策の現状分析と評価を行うものであります。
　昨年度までの評価表におきましては、施策を構成する事務事業につきまして、事業の名称のみを記載しておりましたが、名称のみでは事業の内容が分かりにくかったことから、事業内容の説明を追加したものであります。
　なお、施策を構成する事務事業に対する評価としては、施策への貢献度及び効率性のみを評価しているものでありますことから、事業実績については記載をしておりません。
　以上でございます。
◆北山委員　分かりました。
　では、中項目の2、令和5年度施策・事務事業評価表の内容のほうに移っていきたいと思います。
　あらかじめ申し上げておきますが、中項目3以降の各施策についての質疑は、この評価シートの内容の延長としてお聞きしますので、便宜上項目を挙げております。
　それでは、評価シートに書かれております事中評価と事後評価の２つがあるわけですけれども、この違いと、双方をなぜわざわざ載せているのか、その理由についてお伺いをいたします。
◎石田企画部長　お答えをいたします。
　事後評価は、年度終了後に指標の数値確定を行い、施策の進捗状況を評価するものであります。
　しかしながら、事後評価のみでは翌年度の予算等への反映が難しいことから、事中評価として、

施策を実施中の年度の途中、大体8月時点くらいをやっておりますが、この時点において、施策の評価と事業の継続、廃止等を含めた翌年度以降の方向性の評価を行っているものであります。

評価の時間的な流れで言えば、施策の実施年度途中において事中評価を行い、その後、年度が終了した時点で事後評価を実施するものであり、評価シートにおいては、その2つの評価結果を記載しているところでございます。

以上でございます。

◆北山委員　ありがとうございます。

この評価シートを見たところでは、施策の目的、目標に対する到達度、10年間の中でどういうペース配分でその施策を進めていくのかという到達度を示す指標が、私が見たところでは見当たらないわけですが、どこまで目標に近づいているかを把握する指標ないし方法というのは別にあるのでしょうか。いかがですか。

◎石田企画部長　お答えをいたします。

施策の目標達成に向けた進捗を把握するためのものとしては、施策ごとに指標を定めており、そこの指標に目標値を定め、その進捗度を図ることとしております。

以上でございます。

◆北山委員　なるほど、指標ですね。

評価結果に示されております全指標の達成率の平均、事務事業の施策への貢献度の平均、事務事業の効率性の平均という点数の計算方法について、私自身は、レクチャーの際にお尋ねをして御説明いただきましたが、他の委員の中には分からない方もいらっしゃると思いますので、今回、企画課のほうから提供されたシートが配付されておりますので、できましたらそれに基づいて御説明をいただきたいというふうに思います。

◎石田企画部長　お答えをさせていただきます。

評価得点の計算方法ということでございます。既にお手元のほうに各資料を配付させていただいておりますが、それを御覧いただきながらと思いますけれども、まず、評価得点は、全部で100点満点という形にさせていただいており、得点の構成としては、施策の達成率で50点、施策への貢献度で40点、事務事業の効率性で10点の配分としております。

算出方法でございますが、指標の達成率の項目では、施策ごとの指標の目標達成率の平均に50点を乗じた数字で算出しております。

貢献度につきましては、施策を構成する事務事業ごとに、施策の実現に直結する事業の場合は40点、施策の実現のために大きな役割を担う事業と判断した場合は30点、施策の実現のためにある程度の役割を担う事業と判断している場合は20点、施策のために必ずしも寄与しない事業と判断した場合は10点という区分から算定し、得られた得点の合計を、施策を構成する事務事業数の総数で割り返した平均点で算出しているところでございます。

効率性につきましては、施策を構成する事務事業ごとに、コスト削減の余地がなく、業務プロセスの簡素化・改善ができない場合は10点、コスト削減の余地がなく、業務プロセスの簡素化・改善ができる場合は5点、コスト削減の余地があり、業務プロセスの簡素化・改善ができない場合

は5点、コスト削減の余地があり、業務プロセスの簡素化・改善ができるとした場合は0点という区分を設けており、得られた得点の合計を、施策を構成する事務事業の総数で割り返した平均点で算出しているところでございます。

これらの得点の合計点が総合得点という形になり、施策の進捗度をはかる形になっております。

以上でございます。

◆北山委員　ありがとうございました。

それで、7総計が始まって、令和3年度、4年度、5年度、この3年間の経過を見ますと、101の施策の評価指標の数にはほとんど変化が見られないわけですけれども、評価指標そのものや施策にぶら下がる事務事業の内容や数を変更しようとする場合、どのような手続が必要になるでしょうか。

7総計がスタートしてから、指標や事務事業を変更した事例があれば、その施策名と変更点をお伺いできればというふうに思います。

◎石田企画部長　お答えをさせていただきます。

まず、事務事業の変更等について御説明申し上げます。

事務事業につきましては、毎年の予算編成作業等において、所管する課が新設あるいは廃止等を整理しており、特段の手続等はございません。

指標につきましては、情勢の変化等を踏まえて、変更の必要性が生じたものについては見直しできることとしており、見直しに当たっては、先ほど申し上げました事中評価を行う際に、翌年度からの指標の変更を検討できるものとしているところでございます。

指標の変更につきましては、副市長を座長とし、企画部、総務部などで構成する庁内会議2次評価委員会というものを設けておりますが、ここに諮った上でその承認を受けるという形になっております。

指標の変更の例でございますけれども、令和5年度に変更を行ったものを一部申し上げさせていただきますが、令和4年度と比較して、指標の追加を行った施策が2施策、指標の変更、新たな指標を設定したという施策が1施策、目標値の変更を行った施策が9施策ございます。

以上でございます。

◆北山委員　ありがとうございます。

今の御答弁の中にあった2次評価委員会の構成メンバー、市長、副市長以下の他のメンバーが分かれば教えていただけますか。

◎石田企画部長　お答えをいたします。

2次評価委員会でございますが、座長を副市長としております。構成メンバーに市長は入ってございません。

委員は、企画部長、総務部長、企画部次長、総務部次長、企画課長、財政課長、行政管理課長、広報広聴課長をメンバーとしてございます。

以上でございます。

◆北山委員　ありがとうございます。

これまでは評価シートの公開というものがなかったため、決算特別委員会でも、決算書のほうに記載されております個別の事務事業の単独評価しかできませんでした。

今回、この評価シートによって、7総計に示された101の施策と個別の事務事業がどのように体系づけられているかということが明確となりまして、より深い議論ができるようになったというふうに思っております。

ちなみに、7総計がスタートした令和3年度から令和5年度までの施策・事務事業評価表を集計して、私のほうで各年の評価の動きをまとめたものをつくって、今回、サイドブックスのほうにも添付させていただいております。

決算の認定に当たっては、101の施策の意義と効果について、これを全て網羅する必要があると思いますけれども、限られた時間の中で全てを検証することは不可能なので、気になった施策についてのみ、これから幾つかピックアップしてお尋ねをしてまいります。

それでは、中項目の3、施策番号9、高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進について、1点だけお伺いします。

評価結果を見ますと、令和3年度がA、令和4年度がC、令和5年度がBと目まぐるしく結果が動いておりますけれども、どのような事情でこのような評価の変化が起きたのかについて御説明をお願いいたします。

◎渡邉保健福祉部長　お答えいたします。

各年度の評価と点数についてでございますが、令和3年度は、達成率が47点、貢献度が35点、効率性が10点の合計92点でA評価、令和4年度は、達成率が34点、貢献度が35点、効率性が10点の79点でC評価、令和5年度は、達成率が43点、貢献度が36点、効率性が10点の合計89点でB評価となっております。

評価が変動した要因でありますが、貢献度は3か年ともほぼ同一、効率性は3か年ともほぼ同一であったのに対し、達成率は、令和3年度が47点、令和4年度が34点、令和5年度が43点と、年度ごとに増減が生じたことが要因でございます。

この達成率の施策につきましては、地域包括支援センターの相談件数、認知症初期集中支援チームの支援者数、認知症サポーター養成講座受講者数の3項目を指標として設定しており、これらの項目の平均で達成率を算定しております。

令和3年度におきましては、地域包括支援センターの相談件数及び認知症サポーター養成講座受講者数は目標達成しており、目標達成に至らなかった認知症支援チームの支援者数においても、80%を超える達成率となっておりましたが、令和4年度、5年度につきましては、地域包括支援センターの相談件数は目標を達成したものの、ほかの2項目は目標を下回ったことから、令和3年度に比べて令和4年度及び5年度の評価が低くなっております。

目標を下回った認知症支援チームの支援者数及び認知症サポーター養成講座の受講者数の理由についてでありますが、認知症支援チームの支援者数につきましては、認知症高齢者が今後増加すると推計しておりますことから、支援チームによる支援者数も増加する見込みとして目標値を設定しておりましたが、認知症支援チームは、地域包括支援センター等が関わる認知症を主訴と

する処遇困難ケースについて、早期診断、早期対応など、医療の専門的な対応と介護サービスの活用を要する方を対象としており、チームに支援依頼があったケースについては全て対応しておりますが、結果として、支援チームの対象となるケースが、あらかじめ設定した目標値を下回ったものであります。

また、認知症サポーター養成講座受講者数につきましては、認知症を理解していただき、できる範囲で支援していただくことを目的に、学校や企業、地域住民に対して認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、コロナ禍における集客などイベント関連の制限を踏まえて、令和3年度は、目標値を200人と設定し、令和4年度及び5年度につきましては、新型コロナ流行前の水準を想定し、目標値を600人と設定しております。

養成講座の受講者数は、令和3年度が368人、令和4年度は411人、令和5年度が506人と年々増加しており、令和3年度は、コロナ禍の影響を考慮して目標を設定したことから、受講者数はほかの2年に比べて少ないものの目標を達成しましたが、令和4年度及び令和5年度は、新型コロナの影響を考慮しない目標値の中、受講者数はコロナ禍の影響により、コロナ禍前の水準に戻らなかったことから、目標値を下回ったものでございます。このことから、評価点数についてはACBとなっております。

以上でございます。

◆北山委員　非常に詳しい御説明、ありがとうございました。

では、次に移ります。

中項目4、施策番号39、教育活動の充実です。

評価シートを見ますと、取組の方向に10の目標が掲げられ、施策を構成する事務事業として、その下に19の事業がぶら下がっています。

評価指標としては、教育活動の充実に関する保護者の満足度、それから、算数、数学の理解度という2つの指標が設定されておりますけれども、1つ目の保護者の満足度というのは、どの程度の調査母数に対してどういう手法で計測しているのか、お示しをいただけますでしょうか。

◎松崎教育部長　お答えいたします。

教育活動の充実に関する保護者の満足度の指標につきましては、全小中学校が全児童生徒の保護者に対して実施する学校評価において調査しており、令和5年度の対象世帯数は6,457世帯となっております。

指標に対する保護者の満足度の集計については、学校評価の質問項目において、学習指導要領に基づく教育課程の確実な実施、ICTを活用した教育活動など特色ある教育活動の推進、家庭の教育力の向上を目指した子供たちの生活習慣の改善、家庭学習の定着のための働きかけ、地域とともにある学校づくりの推進など項目を設定し、保護者から見た学校の状況や自身の子供の成長などを踏まえた上で、総合的に行う評価として、満足、やや満足、やや不満、不満の4段階のうち、満足、やや満足と回答のあった人数の割合としているところであります。

以上であります。

◆北山委員　了解いたしました。

この2つ目の指標なのですけれども、これについては算数、数学という1教科に限定して評価をしている理由、それから、理解度の計測方法についてもお伺いをしたいと思います。
◎松崎教育部長　お答えいたします。
まず、指標を算数、数学の授業の理解度としている理由といたしましては、本市では、児童生徒の習熟度に応じた少人数グループによるきめ細かな学習指導を行うため、平成26年度から、学力向上推進事業として、教員免許を有する学習支援員を配置し、児童生徒の理解度の差が比較的大きいとされる算数、数学科において、学習内容の理解度に応じた習熟度別少人数指導を行ってきたところであり、その結果をはかる指標として、算数、数学科の授業の理解度を設定しているところであります。
次に、算数、数学の授業の理解度につきましては、全国学力・学習状況調査において、国語、算数などに関する学力調査と児童生徒の学習意欲や生活習慣などに関する質問調査があり、このうち学習意欲等の質問調査において、算数または数学の授業の内容はよく分かりますかという問いがありますので、よく分かる、どちらかといえば分かる、どちらかというと分からない、分からないの4段階のうち、よく分かる、どちらかといえば分かると回答のあった人数の割合を理解度としております。
以上であります。
◆北山委員　御答弁の内容を聞いてなるほどとは思いますが、7総計が始まった令和3年度以降、当市の全国学力・学習状況調査結果を見ますと、全ての科目の正答率で、全国平均どころか、全道平均をも下回っているという状況にあります。
この現状に対して、この3年間の施策評価の結果が全てAになっているということは、評価結果の正当性について、私としては若干疑問を感じております。
今、理解度を子供のほうに調査してということだったのですが、私としては、全国学力・学習状況調査の正答率そのもの、これが最も的確でぶれのない評価指標だというふうに思いますけれども、こちらはなぜ指標として用いないのか、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。
◎松崎教育部長　お答えいたします。
施策番号39、教育活動の充実の目指すところは、未来を担う子供たちが豊かな心を育むこと、確かな学力を身につけること、健やかな体を育成することの3つを総合的に身につけることができるよう、教育環境の確保、充実することとしております。
この施策の実現のために10項目の方向性を掲げ、関連する複数の事務事業を実施することとしておりますが、1つの指標を用いて、施策が目指す成果を表すのは難しいところがあると認識しております。
御質疑の全国学力・学習状況調査の正答率につきましては、国が定める実施要領において、市町村間などの序列化や学校間の過度な競争などを生じることがないよう、影響等を考慮した上で、公表に当たっての取扱いや配慮すべき事項が定められており、本市においても、国の基準に基づき、毎年、結果を公表しているところであります。
このため、全国学力・学習状況調査の正答率に対し、市が独自に目標値を設定することなど、施

策の成果を判断する指標として設定することはふさわしくないものと考えております。
なお、本施策につきましては、事務事業数が多いことなどから、複数の視点から指標を追加することが望ましいと考えておりますので、今後、どのような指標を設定していくべきか、よく検討してまいりたいと考えております。
以上であります。
◆北山委員　この2つで全てをはかれるとは到底考えられないので、その辺はよく議論をしていただきたいというふうに思います。
それでは、中項目の5、施策番号44、高等教育等の機会の確保に移ります。
この施策については、高等教育等の機会の確保という題目であることから、評価シートを見るまでは、私としては、千歳市内に大学等の研究施設を誘致したり、先端技術に関する学部、学科等の新設を意図するような趣旨の施策なのかなと勝手に想像しておりました。
今回初めてシートを見ますと、施策にぶら下がっている事務事業というのが生活困窮世帯の生徒に奨学金を支給する就学支援事業費の1つのみであり、令和3年度以降の評価結果を見ても、得点にも結果にも全く動きが見えません。
生活困窮で進学を断念する子供たちが出ないよう、奨学金を措置することは、当然継続しなければならない大切な事業であるというふうに理解をしておりますが、当市の狙いである高等教育機会の確保とは、単に奨学金支給のみで達成できるものなのか、その辺の御所見をまずお伺いしたいと思います。
◎松崎教育部長　お答えいたします。
初めに、施策番号44、高等教育等の機会の確保が第7期総合計画の中でどのような位置づけになっているかについて御説明申し上げます。
第7期総合計画の基本目標4、充実した学びと確かな文化・スポーツのまちの展開方針3は、高等教育等の機会を確保するとともに、学園都市の形成に努めますとなっております。展開方針3は、高等教育等の機会の確保と施策番号45、公立千歳科学技術大学の充実及び市内高等教育機関との連携で構成されております。
高等教育等の機会の確保では、取組の方向として2点示しております。
1点目は、能力がありながら経済的な理由で就学が困難な生徒・学生に対して奨学金を給付しますとしており、具体的には、就学支援事業として、千歳市奨学金条例に基づき、向学心に燃え、その能力があるのにもかかわらず、経済的な理由によって就学が困難な生徒、学生に対し、返済不要の給付型奨学金を支給しております。
取組の方向の2点目は、生徒のニーズに合った高等学校の配置や入学定員の確保に努めますとしており、予算の伴う事務事業として事業化しているものではありませんが、北海道教育委員会が開催する公立高等学校配置計画地域別検討協議会に参加し、今後の高等学校の配置計画や見通しについての情報収集に努めるほか、市内中学校、市内高等学校、高等支援学校、校長、教頭、教育委員会の3者による教育懇話会などを通じ、進学に関する情報共有を図るなど、中学校における進路指導の充実や市内高等学校の入学者の確保につながる取組を行っており、奨学金

の支給と併せ、高等教育等の機会の確保を目指した取組を行っているところであります。
以上であります。
◆北山委員　ありがとうございます。
今の御答弁の中にありましたけれども、この就学支援事業費が評価シートの一番上の行に展開方針というのが書いてあるのですが、先ほど部長がおっしゃった学園都市の形成というところですよね。
この奨学金の支給というのは、直接そこに寄与する事業ではないのじゃないかという、奨学金を支給していたら千歳市がつくば市みたいになるわけじゃないと思うわけですけども、この奨学金というのは、そもそもいつから予算措置されていたのでしょうか、そこを教えてください。
◎松崎教育部長　お答えいたします。
本事業については、昭和36年から実施しております。
以上であります。
◆北山委員　要するに、昭和36年からずっと奨学金の支給というのは、私の生まれた年より前ですから、60年以上にわたって行われてきたと。言い換えるならば、千歳市の高等教育普及に対する公的な支援策というのは、奨学金支給しかなかったということになるのじゃないのか、私はそう感じるわけです。
現在は、日本航空高等学校も開校いたしまして、高校3校、大学3校が所在する町の教育展望としては、発想が乏しいかなというふうに私には感じられます。
先ほど懇話会を開いていますというような御答弁もありましたけども、ちゃんと予算化をされて、それが事務事業として載ってこないと、目に見えてどういうことをやられているのかというのは、我々も含めて市民には伝わりませんので、そういうような事業をされているのであれば、1万円でもよいから事業費をつけて、きちんと事務事業として表に出していただきたいと思うわけですけれども、今後、事業再考の余地があるのかないのか、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。
◎松崎教育部長　お答えいたします。
高校、大学等の各教育機関については、それぞれの学校経営理念や方針、学習指導要領やカリキュラムに基づき、創意工夫しながら、生徒、学生にとって魅力ある教育活動が推進されており、教育委員会も、所管する小中学校の学校教育について、学校と連携し、学習指導要領などに基づき、学力向上をはじめとする各種教育活動を行っております。
それら教育活動に必要な場合は、各教育機関同士の連携も図られているところであり、小中学校においては、公立千歳科学技術大学による長期休業期間中の学習サポート事業やプログラミング教育、学生の中学校部活動指導員としての支援、小中学校全教職員を対象とした研修の講師依頼などの連携をしているほか、進路指導に生かすため、本年度開校した日本航空高等学校北海道への学校訪問を、小中学校の校長、教頭により実施するなど、市内に高等教育機関等が立地している強みを生かし、取組を行っているところであります。
教育委員会といたしましては、引き続きこれらの取組も継続しながら、関係機関と情報共有、連

携を図り、高等教育等の機会の確保を充実化させていきたいと考えております。
以上であります。
◆北山委員　事務事業1つというのはあまりにも寂しいので、その辺も踏まえて、これから充実させていっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。
次に、中項目の6、施策番号57、農業の担い手の育成・確保についてお尋ねします。
この施策については、令和3年度がC評価、令和4年度がA評価に上がり、令和5年度は再びC評価になっております。単年度で評価結果が乱高下した理由についてお伺いをいたします。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
施策番号57の農業の担い手の育成・確保につきましては、評価結果に大きなウエートを占めます施策達成率の指標、これを2つ設定してございます。
1つは、各年度末における認定農業者の数、もう一つは、市内で新たに農業を始めた者の数としているところでございます。
認定農業者の数につきましては、令和3年度から令和5年度にかけておおむね目標を達成したところでございますが、新規就農者につきましては、各年度2人を目標と掲げているところ、令和4年度は、道央農業振興公社の研修を受けまして、市内に就職した方が2人いたことから、目標を達成したものの、令和3年度と令和5年度につきましては、新規就農者がいなかったため、結果として施策の評価がCとなったということでございます。
以上です。
◆北山委員　ありがとうございます。
レクチャーのときには、御答弁にあった道央農業振興公社における3年間の研修を経なければ、新規就農はできないというような御説明を受けたのですが、そこは絶対条件ということになるのでしょうか。
また、就農希望者が研修を終えたタイミングで、必ずしも市内の農地が提供できない場合もあるというようなことですけれども、逆に、これまで農地の空きがあるにもかかわらず、千歳市内で就農希望者が現れなかったというような事例はありますでしょうか。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
新規就農につきましては、道央農業振興公社での研修のほか、例えばですけども、他市町村で研修を受けられた後に千歳市での就農を希望した方でありますとか、先進的農家研修、これは道央農業振興公社のほうで1年間圃場で研修をし、その後実際に農家さんのほうに行って研修を受けるという、2年間受けることになるのですけども、そちらのほうに登録されていない農家さんのほうに行って、自ら研修を受ける場合などが考えられます。
このような農業知識ですとか技術を習得している方が、千歳市農業委員会に5か年の営農計画を提出いたしまして、そこで審査をして認められた場合、こちらは新規就農することができるという状況でございます。
それと、もう一点、本市の農業の状態でございますけれども、既存の農家さんにつきましては、経営規模の拡大意向が非常に強くて、農地が長い期間空き地のままということはなかなかない状態

でございます。
ですので、後段の御質疑ですけれども、農地の空きがあるのに新規就農者が現れないことはあるのかということについては、実情としてはないということでございます。
以上です。
◆北山委員　分かりました。
今御答弁にあった評価指標を新規就農者数にした場合、その年度に新規就農者がいたかいないかによって、常にA評価とC評価を行ったり来たりすることになるのかなというふうに想像いたします。
この評価では、施策への取組実態を正確に反映しているとは理解しにくくて、これは私の勝手な考えですけど、評価指標を新規就農者数じゃなく就農希望者数的なものに改めて、その増減をはかったほうが、より努力の実態に即しているのじゃないかというふうに思うわけですけども、その辺はいかがでしょうか。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
今、委員から御提案いただきました新規就農希望者数、この数字を把握するということになりますと、最も分かりやすいのは、道央農業振興公社に研修生としてお申込みを頂いた方ということになるかと思います。
こちらの公社を構成する自治体というのは、今現在、江別、千歳、恵庭、北広島の4市となってございます。
こちらの希望者の方々は、これらの4市のいずれかの町に就農するということになるほか、研修の途中で、農業は難しいということで断念してしまう方がいらっしゃることを考えますと、希望者数を、本施策が目指す新たな担い手の育成・確保という観点で指数設定することは、難しいのかなというふうに考えております。
現在の新規就農者数の考え方につきましては、例えば農業経営者の子弟、息子さんや弟さんなど御家族の方、その方が実家に戻る親元就農は、数値には反映させておりません。
ですけれども、これらの農業後継者の就農も指数に含めることは、施策達成に資するという観点からいきますと、足してもよいのではないのかというふうに考えておりますので、今後、指標の在り方については、よく検討してまいりたいと思います。
以上です。
◆北山委員　よろしくお願いします。
中項目の7、施策番号71、都市と農村における交流の推進のほうに移ります。
令和5年度の評価結果を見ますと、事中評価ではAだったものが、事後評価でCに変わっております。この分析評価を見ますと、旅行業者からのニーズはあったものの、実際には、農業者側の高齢化や事業縮小などの理由で断ったことが原因というふうに記されております。
そもそもピーク時に市内で農業体験を受け入れていた農業者が何件あって、現在はどの程度が減っているのかについて教えていただけますでしょうか。
◎林観光スポーツ部長　お答えいたします。

農業体験の受入れ農業者数や受入れ人数のキャパシティーにつきましては、過去多かったピーク時の数値は把握しておりませんが、把握している修学旅行などの農業体験の受入れ実績の件数に置き換えますと、ピーク時は、平成25年度の13件であります。

現在、農業体験の受入れ農業者数などについては、受入れ人数のキャパシティーは把握しておりませんが、昨年度、グリーン・ツーリズム連絡協議会の会員では、12の農業者が受入れ可能となっております。

以上であります。

◆北山委員　件数的にはピーク時から1件しか減っていないということですよね。

農業者の高齢化というのは納得できる理由ではあるのですが、農業体験の受入れを断る背景には、高齢化以外にどのような要因があるというふうにお考えか、また、今後の展望として、受入れ可能な農業者が増える見込みというのはあるのか、その辺について教えていただけますでしょうか。

◎林観光スポーツ部長　お答えいたします。

農業体験の受入れが難しくなっている背景としましては、農家の代替わり、後継者や担い手、働き手の不足などにより、農家側の受入れ体制の維持が難しくなり、受入れ件数が減少している状況にあるのではと考えております。

また、受入れ可能な農業者を増やす見込みにつきましては、現在、グリーン・ツーリズム連絡協議会の会員であります農業者をはじめ、現在会員でない農業者にもグリーンツーリズムの趣旨を理解していただきまして、そのような取組を進めることで、農業体験を受け入れていただく農業者を増やす可能性があるのではと考えております。

以上であります。

◆北山委員　分かりました。

そちらのほうで増えていただけるということであれば安心なのですが、行政施策として、農業体験の受入れ環境が改善するような手段、また、グリーンツーリズムを推進する上で、ほかに有効な手段というのは何か考えられるでしょうか。

◎林観光スポーツ部長　お答えいたします。

農業体験の受入れ環境を改善する手段としましては、先ほど申したとおり、受入れをしていただく農業者数を増やす取組に尽きるのかなと思いまして、それにつきましては継続して努めてまいりたいと思います。

もう一つ、グリーンツーリズムを推進する上で、ほかに有効な代替手段はないかということでございますが、グリーンツーリズムにつきましては、都市と農村の交流人口を増やすということを目的にしている事業でございます。

現在、グリーン・ツーリズム連絡協議会の会員農家の所在を記した地産地消マップですとか、いろいろな取組をしておりますが、今後におきましても、例えばインバウンド外国人につきましては、体験型観光などに興味を持っている方もいらっしゃいますので、そこら辺のニーズを踏まえまして、今後、グリーンツーリズムを進めて、都市と農村部の交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えて

おります。
以上であります。
◆北山委員　産業振興はいろいろありますけれども、人間は食べる物がないと生きていけませんので、農業の振興、農地を守るということは最も大事なことでございますので、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げます。
最後の項目に移ります。
中項目の8、施策番号75、中心市街地のにぎわい促進について伺います。
取組方針の1に、中心市街地の低未利用地や建物の有効活用を促進し、都市機能の集積を誘導するため、立地適正化計画を策定するとありますけれども、中心市街地の低未利用地の定義とは何でしょうか。具体的にはどのようなエリアを指すのか、お示しください。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
低未利用地につきましては、空き地、空き家となっているなど、周辺と比較して有効に活用されていない土地のことでございまして、もう一点の御質疑の中心市街地につきましては、第3期千歳市商業振興プランにおいて、千歳市商店街振興組合連合会を組織している7つの商店街振興組合などを含む範囲としており、平成12年に策定いたしました中心市街地活性化基本計画で定めた範囲を踏襲しているものでございます。
以上です。
◆北山委員　そうすると、全体が低未利用地という位置づけになっているのですか。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
今申し上げました中心市街地が全て低未利用地ということではなくて、その中にある低未利用地の利用を図ってまいりたいという考えでございます。
◆北山委員　ということは、何丁目何番地とか、そういうことまで具体的に把握しているわけではないということかなと思います。
立地適正化計画の策定は、企画部まちづくり推進課の所管だと思いますが、これは令和3年度に既に策定を終えたものと理解をしているわけですが、それがなぜ令和5年度の取組方針にまだ掲載されているのか、理解に苦しむところです。
また、中心市街地のにぎわい促進を図るに当たって、立地適正化計画の策定が前提として必要と考えた理由についても教えてください。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
まず、1つ目の立地適正化計画の策定の記載の部分でございますけれども、これは委員の御指摘のとおりでございまして、令和3年度に既にできているものでございますので、令和4年度の実施計画を策定する際に、記載内容を見直すべきものでございました。速やかに修正をさせていただきたいと思います。
もう一点の中心市街地のにぎわい促進に当たっての立地適正化計画の考えでございます。
立地適正化計画につきましては、医療福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる、コンパクトプラスネットワークの考えに基

づく計画となっております。
　このうち立地適正化計画の中心拠点として位置づけられたエリアには、行政や商業、娯楽、文化、福祉などの都市機能を誘導することで、都市の活力増進やにぎわいを促進していくものとされており、このことは、施策番号75の中心市街地のにぎわい促進の施策が目指すところと合致することから、立地適正化計画の策定に取り組むということを明記したものでございます。
　以上です。
◆北山委員　現実論から言いますと、ラピダス社の進出表明以降、御存じのとおり、中心市街地における民間投資が非常に活発で、既に市内は土地バブルの様相を呈しております。
　新たな建築物が中心市街地の範囲内外で、虫食い的に次々と乱立しているような状況なのですけども、立地適正化計画やエリアマネジメントに沿って、行政の意図どおりに、中心市街地の機能形成を今後もコントロールしていくことが可能というふうに考えていらっしゃるのか、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。
◎磯部産業振興部長　お答えいたします。
　千歳市立地適正化計画では、中心市街地の大部分を中心拠点として位置づけをしております。
　この中心拠点には、生鮮食料品を扱います小売店舗でございますとか、病院、総合福祉センターなどの誘導施設と言われるもの、それから、コンビニエンスストアや金融機関、地域包括支援センターなどの立地が望ましい施設の集積を図りまして、利便性の高い地区を形成しようとしているものでございます。
　この利便性を高める観点から申し上げますと、これらの施設は、中心拠点の中でもさらに集約されていることが望ましいところでございますが、実際には既存の建物が既にあります。また、所有者の方の御意向といったところもございまして、こういったことが課題となっており、全ての方に御理解をいただいて集約を進めていくということは、なかなか難しい問題であろうというふうに考えてございます。
　実際、中心拠点は115.1ヘクタールの範囲を持っておりまして、その全てが、先ほど申し上げました誘導施設等で埋まらなければならないということでもございません。
　そういった状況でございますけれども、今後、施設を建設される方でありますとか、建物や土地を所有されている方の相互理解によりまして、これらの施設が一層コンパクトな地域で建物が建設されまして、市民にとって利用しやすい区域となっていくことを期待しているところでございます。
　以上です。
◆北山委員　区画整理事業でもやらないと、今、目指しているところは達成しづらいのかなというふうに思います。
　それで、平成12年に策定した中心市街地活性化基本計画以降、中心市街地のエリアの定義というのは改定されていないと思うのですけれども、現在進行しているちとせ未来ビジョンのまちの顔エリアとは区域が異なっているというふうに思います。
　中心市街地のにぎわい創出というのは、商業機能の集積をベースに進めることを前提にしてきたというふうに理解しておりますけれども、時間の経過とともに、中心市街地活性化の目的やエリ

アマネジメントの定義が非常に曖昧になってきていて、市民への説明や理解がおざなりの状態で、迷走しているような感じを受けております。

サウンディング調査以前に、中心市街地のにぎわい創出に行政が積極的に関わる必要性と範囲について、もう少し原点に立ち返って共通認識を持つ必要があるように感じますけれども、そこの御所見をお伺いできますでしょうか。

◎磯部産業振興部長　お答えいたします。

近年の中心市街地につきましては、モータリゼーションの進展でありますとか、流通構造の変化などによりまして、大規模集客施設の郊外立地も生じております。

それらの影響を受けて、にぎわいが失われつつあるというふうに認識しておりますけれども、中心市街地に求められるものといたしましては、かねてからそうであったということで、市民の生活と交流の場、そして、社会的、経済的、文化的活動の拠点というのが求められているのだろうというふうに思っております。

このため、平成12年に策定いたしました千歳市中心市街地活性化基本計画をはじめといたしまして、その後の各商業振興プランにおきましても、中心市街地の活性化を位置づけまして、事業者や関係団体などと連携して取り組んできたところでありまして、行政といたしましても、これまでグリーンベルトや道路施設の整備、それから、空き店舗の利用、活用促進、事業者が新たな事業に挑戦する際の研修会の開催など、様々な役割を果たしてきたところでございます。

また、先ほど御質疑にありました中心市街地の範囲についてでございますが、中心市街地は、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今取り組んでおりますちとせ未来ビジョンにおきましては、ビジョンが強く意識している一つといたしまして、ウォーカブルなまちづくりというのがございます。

こちらについては、国がまちなかウォーカブル区域を設定する際の目安を1キロメートル程度の歩ける範囲のエリアとして例示をしておりますことから、本市につきましても、グリーンベルト周辺のまちの顔エリアを新たに設定させていただいたところでありまして、今まで申し上げておりました中心市街地の範囲より少し小さくなっているところでございます。

最初の部分に戻りますけれども、中心市街地の活性化につきましては、従来から、住民の皆様の注目の高いもので、また、先ほど委員からお話がありましたラピダス社の立地を機に、非常に町が大きく変わっている、大きな転機を迎えているものというふうに考えております。

市といたしましては、この変化を敏感に捉えて、その変化に迅速に対応していくことが重要であろうというふうに捉えておりますことから、これまでも中心市街地の活性化につきましては、機会あるごとに、関係機関でありますとかホームページ、それから、冊子化をして市民周知に努めてきたところでありますけれども、引き続き商工会議所や商店街振興組合連合会、関係団体の皆さんと、活性化に向けた取組をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆北山委員　今の取組の最後のところですけれども、行政と商業者、関係団体というところだけではなく、地域あっての話ですので、地域住民の方々の意見を十分に聞いていただいた上で進めて

いただきたいというところを、最後にお願いしたいと思います。
今、いろいろと施策の中身を伺ってまいりましたけれども、総合的な印象としては、正直、最初からA評価がすごく多いなと感じたところで、10年間の目標を立てた総合計画をたてて、それを進捗管理していくという中で、初年度からA判定がずっと並ぶというようなことでは、目標値が低いのじゃないかというふうに感じてしまいます。
3年間も連続でAがつくようであれば、その目的は既に達成されているということで、本来ならまだ手をつけていない新しい施策を考えて、どんどん展開して先に進むべきじゃないかというふうに思うわけですが、今申し上げたように、ラピダス社が来て、今後、周辺地域が次世代半導体製造の大きな拠点になりつつありますから、何かが起きてから慌てて対処療法ということではなくて、常に時代の変化を先回りした目的、目標を据えて取り組んでいただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。
この点については、何かあればお伺いをしますけれども、ないようであれば、私のお願いだけ申し上げて、質疑を終わりたいと思います。
以上です。
○大山委員長　これで、北山委員の質疑を終わります。